

2017 (平成29) 年11月22日
原告 小畑 太作

わたしは宇部市にある日本基督教団宇部緑橋教会というキリスト教の教会で2009年4月から牧師をしています。宇部緑橋教会に赴任する前は、2003年4月から2009年3月まで、周南市にある日本基督教団周陽教会で牧師をしており、上関原発建設計画の問題に触れたのはその頃からです。

かねてから日本基督教団は、原発政策には反対の立場をとっていましたが、上関原発建設計画の問題に触れて以来、より身近に問題として認識するようになりました。

日本基督教団が原発に反対していた主な理由は、一つには、人間の不完全さの故に核の完全な制御は出来ないこと、従って、原発は常に大事故の危険性をはらんでいること、今一つには、原発は被ばく労働という犠牲を伴わなければ成り立たないことです。前者が、遅ればせながらしる福島原発事故で広く認知されることになったことは、言うを待たないと思います。

現在、国政府は新基準を定めて原発の再稼働を進めていますが、これは問題の本質を見ない、小手先の政策だと言わざるを得ません。

これに加えて、わたしが上関原発建設問題に触れて問題に感じたのは、軍事基地と同じく、それを必要とする人々が、反対する人々にその生き方まで変えさせて、金の力で政策を押し付けようとしていることです。今日の憲法では、幸福の追求や、生き方の自由を保障しているにもかかわらずです。

もとよりキリスト教において大切にされていることは、個人の尊厳です。そして、社会的にそれを保障するため

の約束の遵守です。法とは言葉であり約束です。

この度の訴訟に原告として加わったのは、申し上げたとおり、かねてから上関原発建設計画には問題を感じていたからでもあります。公有水面埋立免許の実質延長という、あまりにも法をないがしろにした、すなわち憲法が保障するわたし達の権利を侵害した山本元知事と村岡知事の振る舞いに憤りを覚えたからです。約束の期限内での竣工は勿論のこと、実質的には着工すらも出来ていない中国電力(株)への免許は失効しなければならないはずです。福島原発事故後の、二井知事による埋め立て工事中止の言明は、その免許が如何に実現性の低い計画に対する免許であったかを現したのではないのでしょうか。そして未だに、国政府すらも、新規原発建設をよしとはしていないのです。田ノ浦の海を、一企業が占有する根拠がないことは明らかです。

わたしは、知事が竣工期限が来た際に埋立免許の実質延長をしたとき、国土交通大臣に対して行政不服審査請求を行いました。しかしその結果は、却下という自らの審査権を放棄するものであり、従ってわたしの請求権を侵害するものでした。そしてその後、集団監査請求に参加したのです。

わたし達市民が、憲法が保障する自らの権利を守るには最早、制度的には司法の判断を仰ぐほかないのです。山口地方裁判所におかれましては、現政権に屈することなく、市民の権利のために、誇り高い平和憲法に基づいた、恥ずかしくない公正な判決を出して下さることを切にお願いします。

以上